

# 熊本県公報

第 1 1 6 3 7 号  
平成 19 年 12 月 19 日 (水)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

<b>規 則</b>	
○熊本県が管理する港湾の港湾区域等における行為の許可手続等に関する規則の一部を改正する規則	(港湾課) 1
○熊本県宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則	(建築課) 2
○熊本県優良宅地造成等認定事務施行細則の一部を改正する規則	( " ) 7
<b>告 示</b>	
○指定居宅介護支援事業所の指定	(高齢者支援総室) 7
○指定居宅サービス事業所の指定	( " ) 7
○指定介護予防サービス事業所の指定	( " ) 8
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	(森林保全課) 8
<b>公 告</b>	
○建設業法第 28 条第 3 項による監督処分	(監理課) 8
○開発行為工事完了	(建築課) 9
○ " "	( " ) 9
○旧知事公用車の売却に係る一般競争入札の実施	(管理調達課) 9
○換地計画の決定	(農村整備課) 10
○土地改良区清算人の就任	(農村計画・技術管理課) 10
○熊本県共通封筒広告掲載業務	(企画課特定政策推進室) 10
○道路の位置指定	(建築課) 12
○大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等からの意見	(商工政策課) 13
○熊本県農業農村整備事業情報システム開発業務委託	(農村計画・技術管理課) 13
○開発行為工事完了	(建築課) 13
<b>登 載 依 頼</b>	
○留守番電話機の賃貸借に係る一般競争入札	(警察本部地域課) 14
○熊本県育英資金貸与規則の一部を改正する規則	(高校教育課) 16
○熊本県特別支援学校学則の一部を改正する規則	( " ) 16
○熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則	( " ) 16
○技能教育施設の指定等に関する細則の一部を改正する規則	( " ) 17
○熊本県屋外広告物審議会の開催	(都市計画課) 17

## 規 則

熊本県が管理する港湾の港湾区域等における行為の許可手続等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 12 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

### 熊本県規則第 63 号

熊本県が管理する港湾の港湾区域等における行為の許可手続等に関する規則の一部を改正する規則

熊本県が管理する港湾の港湾区域等における行為の許可手続等に関する規則(昭和 51 年熊本県規則第 36 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「構造物建設(改築)許可申請書」を「構築物建設(改築)許可申請書」に改める。

別記第 3 号様式添付図書 7 中「道路」を「建設」に改め、同様式添付図書に次のように加える。

8 技術基準対象施設(港湾法第 56 条の 2 の 2 第 1 項に規定する技術基準対象施設)の建設又は改良を行う場合は、次に掲げる書類

(1) 次に掲げる事項を示し、又は記載した書類

ア 建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設の諸元及び要求性能(技術基準対象施設に必要なとされる性能)

イ 建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設への作用及びその設定の根拠

ウ ア及びイの照査方法

- (2) 建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設の施工方法、施工管理方法及び安全管理方法を記載した書類
- (3) 建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設を適切に維持するための維持管理方法を記載した書類
- 9 その他港湾管理者が必要と認める書類  
別記第4号様式中「構造物建設(改良)許可申請書」を「構築物建設(改築)許可申請書」に、「構造物を建設(改良)したい」を「構築物を建設(改築)したい」に、「第57条第1項」を「第56条第1項」に、「建設(改良)の」を「建設(改築)の」に改め、同様式添付図書5中「構造物計算書」を「構造計算書」に改め、同様式添付図書7中「道路(改良)」を「建設(改築)」に改め、同様式添付図書7を同様式添付図書8とし、同様式添付図書6の次に次のように加える。
- 7 利害関係者の承諾書  
別記第4号様式添付図書に次のように加える。
- 9 技術基準対象施設(港湾法第56条の2の2第1項に規定する技術基準対象施設)の建設又は改良を行う場合は、次に掲げる書類
- (1) 次に掲げる事項を示し、又は記載した書類
- ア 建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設の諸元及び要求性能(技術基準対象施設に必要とされる性能)
- イ 建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設への作用及びその設定の根拠
- ウ ア及びイの照査方法
- (2) 建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設の施工方法、施工管理方法及び安全管理方法を記載した書類
- (3) 建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設を適切に維持するための維持管理方法を記載した書類
- 10 その他港湾管理者が必要と認める書類  
別記第6号様式添付図書9中「道路」を「建設」に改める。
- 附 則  
この規則は、平成20年1月1日から施行する。

熊本県宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成19年12月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県規則第64号

- 熊本県宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則  
熊本県宅地造成等規制法施行細則(昭和42年熊本県規則第16号)の一部を次のように改正する。
- 第2条中「第17条第2項」を「第18条第2項」に改める。
- 第4条中「第16条第1項」を「第15条第1項」に改める。
- 第7条を削る。
- 第6条第1項中「第14条第1項及び第2項の規定に基づく、省令第8条」を「第15条第1項及び第2項の規定による届出に係る省令第29条」に、「別記第5号様式」を「別記第7号様式」に改め、同条第2項中「前項の届出に係る工事」を「前項の届出を行った者は、当該工事」に、「別記第6号様式」を「別記第8号様式」に改め、同条第3項中「第14条第3項の規定に基づき」を「第15条第3項の規定により」に、「省令第8条」を「届出に係る省令第29条」に、「行なった場合には」を「行ったときは、」に、「別記第5号様式」を「別記第7号様式」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。  
(工事計画変更許可の申請等)
- 第6条 省令第25条の申請書の様式は、宅地造成工事計画変更許可申請書(別記第5号様式)とする。
- 2 法第12条第2項の規定による軽微な変更の届出は、宅地造成工事変更届(別記第6号様式)により行うものとする。
- 第8条を次のように改める。  
(届出事項の変更)
- 第8条 前条第1項の届出を行った者が当該届出に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、届出事項変更届(別記第9号様式)により、知事に届け出なければならない。
- 第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。  
(工事中止等の届出)
- 第9条 造成主又は法第15条第2項の規定により届出を行った者は、工事を中止し、若しくは中止した工事を再開し、又は工事を廃止したときは、宅地造成工事中止等届(別記第10号様式)により、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。
- 別記第3号様式(表)中「第17条第12項」を「第18条第1項」に改め、同様式(裏)中「第17条」を「第18条」に、「(工事の許可)第12条第1項(工事完了の検査)第13条第1項から第4項まで(監督処分)」を「、第12条第1項、第13条第1項、第14条第1項から第4項まで」に改める。
- 別記第7号様式及び別記第8号様式を削る。

別記第 6 号様式中 「 宅地造成主 住 所 氏 名 」 を 「 造成主 住 所 氏 名 電話番号 - - 」 に、

「第 14 条」を「第 15 条」に改め、同様式を別記第 8 号様式とする。

別記第 5 号様式中 「 切土又は盛土をする 土地の面積 」 を 「 切土又は盛土の量 」 に改め、同様式を別記第 7 号様式とする。

別記第 4 号様式の次に次の 2 様式を加える。

**別記第 5 号様式**

宅地造成工事計画変更許可申請書			
熊本県知事 様		年 月 日	
		造成主 住 所 氏 名 電話番号 - -	
宅地造成工事計画の変更の許可を受けたいので、宅地造成等規制法第 12 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。			
1 変更に係る事項			
2 変更の理由			
3 宅地造成に関する工事の許可年月日及び番号			
		年 月 日 熊本県指令 第 号	
※ 4 所 見			
※ 経 由	年 月 日	番 号	係 印
地 域 振 興 局		第 号	
土 木 部 建 築 課		第 号	

注 1 ※印欄は記入しないでください。

2 宅地造成等規制法施行規則第 4 条の表に掲げる図面のうち、計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付してください。

## 別記第6号様式

## 宅地造成工事変更届

年 月 日

熊本県知事 様

届出者 住 所

氏 名

電話番号 - -

造 成 主

設 計 者

宅地造成工事の 工事施工者 を変更したので、宅地造成等規制法第12条第2項

着手予定年月日

完了予定年月日

の規定により次のとおり届け出ます。

許可の年月日及び番号	年 月 日	熊本県指令 第 号	
変更前の造成主等の住所			
変更後の造成主等の氏名 又は法人名及び代表者名			
変更後の着手予定又は 完了 予 定 年 月 日	着手予定・完了予定	年 月 日	
変更した理由			
※ 経 由	受 付 欄		決 裁 欄
	年 月 日	番 号 係 印	
地 域 振 興 局		第 号	
土 木 部 課 建 築 課		第 号	

注 1 ※印欄は記入しないでください。

2 不要の文字は、用途に従い抹消してください。

別記第 9 号様式中 「 中止 宅地造成工事再開届 を 「 宅地造成工事中止等届 」 に、氏名 住所 廃止 電話 」

局 番 「 住所 氏名 電話番号 ー ー 」 に、「お届けします」を「届け出ます」に、

中止再開及び 廃止の理由		を
許可の年月日 及び番号	年 月 日 熊本県指令建第 号	

中止、再開及び 廃止の理由		に改め、同様
許可年月日 及び番号 (又は届出年月日)	年 月 日 熊本県指令 第 号	
宅地の所在 及び地番		

式注に次のように加え、同様式を別記第 10 号様式とする。  
 3 法第 15 条第 1 項又は第 2 項の工事に係る届出の場合、許可の年月日及び番号の欄には届出年月日を記入してください。  
 別記第 8 号様式の次に次の 1 様式を加える。

## 別記第9号様式

## 届 出 事 項 変 更 届

年 月 日

熊本県知事

様

届出者 住所

氏名

電話番号

— —

宅地造成等規制法第15条第 項の規定により届け出ました事項について、次のとおり変更したいので、あらかじめ届け出ます。

届出書提出年月日	年 月 日
宅地の所在及び地番	
変更前の 造成主等の住所及び氏名	
変更後の 造成主等の住所及び氏名	
変更後の着手予定又は 完了予定年月日	着手予定・完了予定 年 月 日
変更後の土地の面積	平方メートル
変更した理由	

注 1 この届には、変更に係る項目を記入した工事概要書（別記第7号様式）及び変更箇所を示した図面（工事の種類及び内容を変更した場合に限る。）を添付してください。

2 不要の文字は、用途に従い抹消してください。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

熊本県優良宅地造成等認定事務施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 19 年 12 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県規則第 65 号**

熊本県優良宅地造成等認定事務施行細則の一部を改正する規則  
熊本県優良宅地造成等認定事務施行細則（昭和 49 年熊本県規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 31 条の 2 第 2 項第 14 号ハ、第 62 条の 3 第 4 項第 14 号ハ」を「第 31 条の 2 第 2 項第 15 号ハ、第 62 条の 3 第 4 項第 15 号ハ」に、「第 31 条の 2 第 2 項第 15 号ニ、第 62 条の 3 第 4 項第 15 号ニ」を「第 31 条の 2 第 2 項第 16 号ニ、第 62 条の 3 第 4 項第 16 号ニ」に改める。

第 2 条第 3 項中「第 22 条第 2 項第 5 号イ」を「第 22 条第 5 号イ」に改める。

第 4 条第 2 項中「第 13 条の 3 第 1 項第 10 号イ、第 21 条の 19 第 1 項第 10 号イ又は第 22 条第 2 項第 5 号イ」を「第 13 条の 3 第 1 項第 15 号イ、第 21 条の 19 第 2 項第 15 号イ又は第 22 条第 5 号イ」に改める。

第 7 条第 3 項中「第 22 条第 2 項第 5 号イ」を「第 22 条第 5 号イ」に改める。

第 8 条第 2 項中「第 22 条第 2 項第 7 号イ」を「第 22 条第 7 号イ」に改める。

第 9 条第 3 項中「第 11 条第 1 項第 6 号、第 13 条の 3 第 1 項第 11 号、第 21 条の 19 第 1 項第 11 号又は第 22 条第 2 項第 6 号」を「第 11 条第 1 項第 6 号イ、第 13 条の 3 第 1 項第 16 号イ、第 21 条の 19 第 2 項第 16 号イ又は第 22 条第 6 号イ」に改める。

別記第 1 号様式中「第 31 条の 2 第 2 項第 14 号ハ」を「第 31 条の 2 第 2 項第 15 号ハ」に、「第 62 条の 3 第 4 項第 14 号ハ」を「第 62 条の 3 第 4 項第 15 号ハ」に改める。

別記第 2 号様式中「第 31 条の 2 第 2 項第 14 号ハ、第 62 条の 3 第 4 項第 14 号ハ」を「第 31 条の 2 第 2 項第 15 号ハ、第 62 条の 3 第 4 項第 15 号ハ」に改める。

別記第 4 号様式中「第 31 条の 2 第 2 項第 14 号ハ、第 62 条の 3 第 4 項第 14 号ハ」を「第 31 条の 2 第 2 項第 15 号ハ、第 62 条の 3 第 4 項第 15 号ハ」に改める。

別記第 10 号様式中「第 31 条の 2 第 2 項第 15 号ニ」を「第 31 条の 2 第 2 項第 16 号ニ」に、「第 62 条の 3 第 4 項第 15 号ニ」を「第 62 条の 3 第 4 項第 16 号ニ」に改める。

別記第 11 号様式中「第 31 条の 2 第 2 項第 15 号ニ、第 62 条の 3 第 4 項第 15 号ニ」を「第 31 条の 2 第 2 項第 16 号ニ、第 62 条の 3 第 4 項第 16 号ニ」に改める。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**熊本県告示第 1057 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 12 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ケアラウンジ GALA 水俣市浜町一丁目 2 番 1 号	医療法人寺崎会	平成 19 年 12 月 10 日

**熊本県告示第 1058 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 12 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**【訪問介護】**

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ケアラウンジ GALA 水俣市浜町一丁目 2 番 1 号	医療法人寺崎会	平成 19 年 12 月 10 日

**熊本県告示第 1059 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 12 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ケアラウンジ GALA 水俣市浜町一丁目 2 番 1 号	医療法人寺崎会	平成 19 年 12 月 10 日

**熊本県告示第 1060 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 12 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県球磨郡相良村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、球磨郡相良村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに相良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 告

**熊本県公告第 1005 号**

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項の規定による処分を行ったので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 12 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 処分をした年月日  
平成 19 年 12 月 10 日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
明治建設株式会社  
熊本市近見 6-3-20  
代表取締役 岡田 義孝  
熊本県知事許可（特-18）第 2355 号
- 3 処分の内容  
建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業の停止命令
  - (1) 停止を命ずる営業の範囲  
土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。  
 (注 1) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 18 条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年 7 月 30 日法律第 117 号）第 2 条第 2 項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。  
 (注 2) 「民間工事」とは、上記（注 1）以外の建設工事をいう。  
 (注 3) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 2 条第 1 項に規定する補助金等及び同条第 4 項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。
  - (2) 期間  
平成 19 年 12 月 24 日から平成 20 年 2 月 21 日までの 60 日間
- 4 処分の原因となった事実  
明治建設株式会社の元取締役は、熊本市発注の下水道工事の入札に関し、事前に同工

事の最低制限価格を算定するための直接工事費等の教示を受け同工事を同社に落札させたとして、平成 19 年 11 月 15 日に罰金の略式命令を受け、同年 12 月 4 日、その刑が確定している。  
このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号及び同項第 3 号に該当すると認められる。

**熊本県公告第 1006 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 12 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市合生字辻久保 4161 番 3  
998.52 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市流通団地二丁目 11 番地  
株式会社エブリワン

**熊本県公告第 1007 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 12 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市豊岡字笹原 2000 番 1、同 2000 番 3 の一部、同 2000 番 1067、同 2000 番 1068 の一部、同 2000 番 1359、同 2000 番 1360 及び同 2000 番 1361  
4,770.99 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市飛田三丁目 1 番 41 号  
株式会社森山開発室

**熊本県公告第 1008 号**

旧知事公用車を次のとおり一般競争入札により売却する。

平成 19 年 12 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 物件の表示  
件名 普通自動車（トヨタセンチュリー）  
型式 GF-GZG50  
年式 平成 11 年式  
仕様等の詳細は「入札案内書」を参照してください。
- 2 入札期日  
平成 20 年 1 月 22 日（火）午前 10 時
- 3 入札場所  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 2 階 管理調達課分室
- 4 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、購入希望金額の 100 分の 5 以上の金額を納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 契約保証金  
契約しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手により行わなければならない。
- 7 入札参加資格  
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。  
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者  
(2) 破産者で復権を得ない者  
(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後 2 年を経過していない者
- 8 入札参加申込書  
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。  
提出方法 持参又は郵送による。  
提出期限 平成 20 年 1 月 17 日（木）午後 5 時  
（郵送の場合は提出期限までに必着）  
提出先 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県出納局管理調達課

- 9 入札に参加しようとする者は、8 の入札参加申込書のほか、入札当日に次に掲げる書類を提出しなければならない。
- (1) 個人の場合 印鑑証明書
  - (2) 法人の場合 印鑑証明書
  - (3) 代理人が参加する場合 (1) 又は (2) に掲げる書類及び委任状
- 10 その他
- (1) 契約締結期限 平成 20 年 1 月 29 日 (火) 午後 5 時
  - (2) 売買代金納入期限 契約締結後 14 日以内
  - (3) 契約締結場所 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県出納局管理調達課
  - (4) 入札参加者は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例 (昭和 39 年熊本県条例第 23 号)、熊本県会計規則 (昭和 60 年熊本県規則第 11 号) 等を承知のうえ、入札するものとする。
  - (5) 問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課 (電話 096-333-2579)

**熊本県公告第 1009 号**

県営水俣・芦北地区 (高月工区) 土地改良事業 (区画整理) 施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 12 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成 19 年 12 月 20 日から  
平成 20 年 1 月 24 日まで
- 2 縦覧の場所 水俣市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
  - (1) 換地設計書
  - (2) 各筆換地明細書
  - (3) 清算金明細書
  - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

**熊本県公告第 1010 号**

天草市に事務所を置く牛深市土地改良区の清算人が次のとおり就任した旨の届出があったので、土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 68 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 17 項の規定により公告する。

平成 19 年 12 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

氏 名	住 所
中 村 五 木	天草市深海町 2732 番地
小 田 民 男	天草市久玉町 400 番地
五 通 作 雄	天草市二浦町亀浦 667 番地 6
大 山 猛	天草市深海町 3317 番地
中 本 邦 彦	天草市深海町 1988 番地
江 良 邦 勝	天草市久玉町 2873 番地
梅 田 三 朗	天草市二浦町早浦 335 番地
辻 本 満	天草市牛深町 1466 番地 1
里 崎 富美雄	天草市魚貫町 1431 番地 1
田 代 泊	天草市魚貫町 2896 番地 13

**熊本県公告第 1011 号**

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 12 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 委託業務の名称  
熊本県共通封筒広告掲載業務
  - (2) 委託業務の内容  
入札説明書及び仕様書のとおり
  - (3) 委託期間  
平成 20 年 1 月 25 日から平成 20 年 2 月 29 日まで

- (4) 入札方法
  - ア 入札金額は委託内容総額で行う。  
(「入札書作成見本」を参照すること。)
  - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
  - ウ 入札説明書及び要求仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和 39 年熊本県告示第 420 号)の規定を準用する。
  - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
  - 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
  - (1) 熊本県業務委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成 18 年熊本県告示第 521 号)による審査のうえ、有資格者として営業種目の広報・広告(企画・制作)に登録された者であり、広告代理業務を行っている旨の報告をしていること。
  - (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
  - (3) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
  - (4) 6 の(3)のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成 14 年熊本県告示第 811 号)による指名停止期間中でないこと。
  - (5) 平成 19 年 12 月 1 日現在において、同種の営業を 2 年以上営んでおり、実績があること。
  - (6) 熊本県内に本店、支店又は営業所を有すること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法
    - 2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、3 の(2)の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
  - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館 2 階)  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-333-2581
  - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
4 の(1)に記載のとおり  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
  - 本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書(別記第 1 号様式)を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
  - (1) 提出期間  
平成 19 年 12 月 19 日(水)から平成 20 年 1 月 8 日(火)までの日(県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
  - (2) 提出場所  
5 に記載のとおり
  - (3) 提出方法  
5 に記載の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
  - (4) 入札参加資格確認結果の通知  
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所  
熊本県総合政策局企画課特定政策推進室(県庁行政棟本館 6 階)  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-333-2015
- 6 入札手続等
  - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
5 に記載のとおり
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
    - ア 交付期間  
平成 19 年 12 月 19 日(水)から平成 20 年 1 月 15 日(火)までの日(県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
    - イ 交付場所  
5 に記載のとおり
  - (3) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時  
平成 20 年 1 月 16 日（水）午後 1 時 30 分から
- イ 場所  
熊本県庁行政棟本館 7 階 701 会議室
- (4) 入札書の提出方法  
6 の (3) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 20 年 1 月 15 日（火）午後 5 時 30 分までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ケ 2 以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格を上回る最高の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否  
要
- イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から 14 日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (6) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (7) その他詳細は、入札説明書による。

## 熊本県公告第 1012 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 19 年 12 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 上益城郡御船町大字御船 972 番地 3
- 2 築造者の氏名 山下誠雄
- 3 道路の位置 上益城郡御船町大字御船字上囲 1025 番 7
- 4 道路の幅員 4.00 メートル
- 5 道路の延長 27.30 メートル
- 6 指定年月日 平成 19 年 12 月 4 日
- 7 指定番号 上益城景建第 19 号

**熊本県公告第 1013 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき平成 19 年 7 月 18 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 19 年 12 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ムサンプラザ  
熊本市武蔵ヶ丘五丁目 264 番地 1 ほか
- 2 市町村意見の概要  
意見なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課  
平成 19 年 12 月 19 日から平成 20 年 1 月 19 日まで

**熊本県公告第 1014 号**

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 12 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
熊本県農業農村整備事業情報システム開発業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名前及び所在地  
熊本県農林水産部農村計画・技術管理課技術管理室  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
平成 19 年 10 月 26 日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社有明測量開発社  
熊本県熊本市神水一丁目 32 番 19 号
- 5 落札金額  
48,300,000 円（うち消費税及び地方消費税の額 2,300,000 円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
平成 19 年 9 月 12 日

**熊本県公告第 1015 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 12 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
荒尾市蔵満字久保 302 番 1、同 302 番 2、同 302 番 3、同 302 番 4、同 302 番 5、同 302 番 6、同 302 番 7、同 302 番 8、同 302 番 9、同 302 番 10、同 302 番 11、同 302 番 12、同 牛水字西北原 772 番 1 及び同 772 番 2  
5,420.70 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
玉名郡長洲町梅田 301 番地  
元村 春一

## 登 載 依 頼

## 熊 地 公 告 第 1123 号

次 の と お り 一 般 競 争 入 札 に 付 す る 。

平 成 19 年 12 月 19 日

熊 本 県 警 察 本 部 長 横 内 泉

## 1 競 争 入 札 に 付 す る 事 項

## (1) 借 入 物 品 及 び 数 量

留 守 番 電 話 機 80 台

## (2) 借 入 物 品 の 規 格 及 び 品 質 等

入 札 説 明 書 及 び 要 求 仕 様 書 に よ る 。

## (3) 契 約 期 間

平 成 20 年 3 月 1 日 か ら 平 成 25 年 2 月 28 日 ま で

## (4) 納 入 期 限

平 成 20 年 2 月 29 日 ( 金 )

## (5) 納 入 場 所

要 求 仕 様 書 に よ る 。

## (6) 入 札 方 法

ア 入 札 金 額 は、賃 借 料 1 月 当 た り の 借 入 代 金 と す る。見 積 り に 当 た っ て は、60 月 賃 借 料 率 で 計 算 す る こ と。

イ 落 札 者 決 定 に 当 た っ て は、入 札 書 に 記 載 さ れ た 金 額 に 当 該 金 額 の 5 パーセントに 相 当 す る 額 を 加 算 し た 金 額 ( 当 該 金 額 に 1 円 未 満 の 端 数 が あ る と き は、そ の 端 数 金 額 を 切 り 捨 て る も の と す る。 ) を も っ て 落 札 価 格 と す る の で、入 札 者 は、消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 に 係 る 課 税 事 業 者 で あ る か 免 税 事 業 者 で あ る か を 問 わ ず、見 積 も っ た 契 約 希 望 金 額 の 105 分 の 100 に 相 当 す る 金 額 を 入 札 書 に 記 載 す る こ と。

ウ 入 札 説 明 書 及 び 要 求 仕 様 書 に 特 段 の 定 め が な い 事 項 に つ い て は、熊 本 県 競 争 契 約 入 札 心 得 ( 昭 和 39 年 熊 本 県 告 示 第 420 号 ) の 規 定 を 準 用 す る 。

エ 入 札 書 は、入 札 説 明 書 に 示 す 様 式 に よ り 作 成 す る こ と。

## 2 入 札 に 参 加 で き る 者

次 に 掲 げ る 条 件 を す べ て 満 た す 者 で あ る こ と。

## (1) 物 品 購 入 契 約 等 及 び 業 務 委 託 契 約 に 係 る 競 争 入 札 参 加 者 の 資 格 等 に 関 す る 要 綱 ( 平 成 18 年 熊 本 県 告 示 第 521 号 ) に よ る 審 査 の 上、有 資 格 者 と し て 営 業 種 目 リー ス ・ レ ン タ ル ( 取 扱 業 種 OA 機 器 類 ) に 登 録 さ れ た 者 で あ る こ と。

な お、入 札 参 加 資 格 を 有 し な い 者 で 本 競 争 入 札 に 参 加 を 希 望 す る も の は、3 に 掲 げ る と こ ろ に よ り、要 綱 に よ る 審 査 を 受 け、入 札 参 加 資 格 を 得 る こ と。

## (2) 2 の (1) に 掲 げ る 入 札 参 加 資 格 を 有 す る 者 で、納 入 し よ う と す る 物 品 の 仕 様 を 示 す 書 類 を 平 成 20 年 1 月 8 日 ( 火 ) 午 後 5 時 ま で に 4 の 場 所 に 提 出 し、審 査 を 受 け、承 認 を 受 け た こ と を 証 明 す る 書 類 を 提 出 し た も の で あ る こ と。

## (3) 会 社 更 生 法 ( 平 成 14 年 法 律 第 154 号 ) に 基 づ く 更 生 手 続 開 始 の 申 立 て を 行 っ た 者 又 は 申 立 て を な さ れ た 者 に あ っ て は、当 該 申 立 て に 係 る 更 生 計 画 認 可 決 定 を 受 け て い る こ と。

## (4) 民 事 再 生 法 ( 平 成 11 年 法 律 第 225 号 ) に 基 づ く 再 生 手 続 開 始 の 申 立 て を 行 っ た 者 又 は 申 立 て を な さ れ た 者 に あ っ て は、当 該 申 立 て に 係 る 再 生 計 画 認 可 決 定 を 受 け て い る こ と。

## (5) 5 の (3) の 時 点 に お い て、熊 本 県 物 品 購 入 等 及 び 業 務 委 託 等 契 約 に 係 る 指 名 停 止 等 の 措 置 要 領 ( 平 成 14 年 熊 本 県 告 示 第 811 号 ) に よ る 指 名 停 止 期 間 中 で な い こ と。

## 3 入 札 参 加 資 格 を 得 る た め の 申 請 方 法 等

## (1) 申 請 の 方 法

2 に 掲 げ る 入 札 参 加 資 格 を 有 し な い 者 で 本 競 争 入 札 に 参 加 を 希 望 す る も の は、要 綱 に 定 め る 入 札 参 加 資 格 審 査 申 請 書 ( 本 競 争 入 札 参 加 の た め の 申 請 で あ る 旨 を 明 示 す る こ と。 ) に 必 要 書 類 を 添 付 し、3 の (2) の 場 所 へ 持 参 又 は 郵 送 ( 書 留 郵 便 に 限 る。 ) に よ り 提 出 す る こ と。

## (2) 入 札 参 加 資 格 審 査 申 請 書 の 入 手 先 及 び 提 出 場 所 並 び に 申 請 に 関 す る 問 い 合 わ せ 先 熊 本 県 出 納 局 管 理 調 達 課 資 格 審 査 班 ( 県 庁 行 政 棟 本 館 2 階 )

郵 便 番 号 862-8570 熊 本 市 水 前 寺 六 丁 目 18 番 1 号

電 話 096-333-2581 ( ダ イ ヤ ル イ ン )

## (3) 入 札 参 加 資 格 審 査 申 請 書 の 受 付 期 間

平 成 19 年 12 月 19 日 ( 水 ) か ら 平 成 19 年 12 月 25 日 ( 火 ) ま で の 日 ( 県 の 休 日 を 除 く。 ) の 午 前 8 時 30 分 か ら 午 後 5 時 ま で と す る。

た だ し、受 付 期 間 の 終 了 後 も 入 札 日 時 ま で 随 時 受 け 付 け る が、こ の 場 合 に は、資 格 審 査 が 入 札 に 間 に 合 わ な い こ と が あ る。

## 4 契 約 条 項 を 示 す 場 所

熊 本 県 警 察 本 部 生 活 安 全 部 地 域 課 庶 務 係 ( 熊 本 県 警 察 本 部 庁 舎 8 階 )

郵 便 番 号 862-8610 熊 本 市 水 前 寺 六 丁 目 18 番 1 号

電 話 096-381-0110 ( 内 線 3562 )

## 5 入 札 手 続 等

- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
4 に記載のとおり
  - (2) 入札説明書及び要求仕様書の交付期間及び場所
    - ア 交付期間  
平成 19 年 12 月 19 日（水）から平成 19 年 12 月 28 日（金）までの日（県の休日を除く。）午前 9 時から午後 5 時までとする。
    - イ 交付場所  
4 に記載のとおり
  - (3) 入札及び開札の日時及び場所
    - ア 日時 平成 20 年 1 月 11 日（金）午後 1 時 00 分から
    - イ 場所 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県警察本部庁舎 2 階 201 会議室
  - (4) 入札書の提出方法  
5 の（3）に記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 20 年 1 月 10 日（木）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
  - (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった 1 月当たりの金額に借入期間月数（60 月）を乗じた額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の（3）記載の入札の日時までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
    - ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
    - イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
  - (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
    - ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
    - イ 委任状を提出しない代理人のした入札
    - ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
    - エ 記名押印を欠く入札
    - オ 金額を訂正した入札
    - カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
    - キ 明らかに連合によると認められる入札
    - ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
    - ケ 2 以上の意思表示をした入札
    - コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
    - サ その他入札に関する条件に違反した入札
  - (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
  - (5) 最低制限価格  
無
  - (6) 契約の締結
    - ア 契約書作成の要否  
要
    - イ 落札者からの契約締結の申出期間  
落札者決定の日から 7 日以内とする。
    - ウ 契約の締結期限  
落札者決定の日から 14 日以内とする。
  - (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（1 月当たりの賃借料）に借入期間月数（60 月）を乗じた額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならぬ。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
    - ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(8) その他詳細は入札説明書による。

熊本県育英資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 19 年 12 月 19 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

#### 熊本県教育委員会規則第 24 号

熊本県育英資金貸与規則の一部を改正する規則  
熊本県育英資金貸与規則（昭和 47 年熊本県教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。  
第 5 条第 2 項及び第 20 条第 1 項中「第 82 条の 2」を「第 124 条」に改める。

##### 附 則

この規則は、公布の日又は学校教育法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 96 号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

熊本県特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 19 年 12 月 19 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

#### 熊本県教育委員会規則第 25 号

熊本県特別支援学校学則の一部を改正する規則  
熊本県特別支援学校学則（昭和 41 年熊本県教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。  
第 15 条第 1 項中「第 22 条」を「第 16 条」に改める。  
別記第 2 号様式を次のように改める。

熊本県教育委員会達第 号

住 所

氏 名

あなたの保護している（児童、生徒の氏名）を下記の学校へ入学させてください。

入学準備等については、当該学校の校長から連絡させます。

なお、入学できない事情があるときは、すみやかに当該学校長あてその旨を届けてください。

年 月 日

熊本県教育委員会

印

##### 記

- 1 入学すべき学校名及び所在地
- 2 入学期日

この決定について不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に熊本県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

##### 附 則

この規則は、公布の日又は学校教育法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 96 号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 19 年 12 月 19 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

#### 熊本県教育委員会規則第 26 号

熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則  
熊本県立高等学校学則（昭和 40 年熊本県教育委員会規則第 16 号）の一部を次のように改正する。  
第 2 条中「高等普通教育」を「高度な普通教育」に改める。  
第 15 条第 1 項中「第 22 条」を「第 16 条」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日又は学校教育法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 96 号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

技能教育施設の指定等に関する細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 12 月 19 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

## 熊本県教育委員会規則第 27 号

技能教育施設の指定等に関する細則の一部を改正する規則

技能教育施設の指定等に関する細則（平成 2 年熊本県教育委員会規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 号中「第 45 条の 2 第 1 項」を「第 55 条第 1 項」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日又は学校教育法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 96 号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

## 熊本県屋外広告物審議会公告第 1 号

熊本県屋外広告物審議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりとする。

平成 19 年 12 月 19 日

熊本県屋外広告物審議会  
会長 渡 邊 榮 文

- 1 開催日時  
平成 19 年 12 月 21 日（金）  
午前 10 時から
- 2 開催場所  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県庁行政棟本館 5 階 審議会室
- 3 議題  
熊本県屋外広告物条例第 11 条の規定に基づき規則に定める共通基準の一部改正について
- 4 傍聴者の定員  
10 人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県屋外広告物審議会事務局（熊本県土木部都市計画課景観公園室景観班）  
（電話 096-333-2524）

